

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回東南村山地域福祉有償運送運営協議会
日 時	令和7年1月28日（火） 13:00から
開催方法	参集型（会場：山形市役所7階701会議室）とZOOM
議 題	【報告】 ・福祉有償運送の登録状況等について（登録及び変更があった団体一覧 ・運送主体の状況について ・新規利用申請者の状況について ・アンケート結果について ・「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について 【協議】 ・運送の対価の変更について ・すまーとえいど ・かみのやま福祉運送サービス ・更新申請団体の条件適合に係る協議 ・ハート・ルート・ドライブ（期間：令和4年2月25日～令和7年2月24日） ・すみれ会（期間：令和4年3月5日～令和7年3月4日） ・共立社山形本部（期間：令和4年3月31日～令和7年3月30日） ・虹のネットワーク（期間：令和4年4月17日～令和7年4月16日） ・すまーとえいど（期間：令和4年4月17日～令和7年4月16日）
出席者	山形市長寿支援課 阿部構成員（協議会会長）、上山市健康推進課 漆山（徹）構成員（協議会副会長）、山形運輸支局 角張構成員、山形市社会福祉協議会 漆山（弘）構成員、山形県ハイヤー協会 代理 山家構成員、山形地区ハイヤー協議会 那須構成員、山形地区福祉有償運送実施団体連絡協議会 齋藤構成員、天童市社会福祉課 結城構成員、中山町健康福祉課 渡辺構成員、山形県村山総合支庁地域健康福祉課 代理 古澤招致員
欠 席 者	構成員5名、申請団体1名
傍聴者の数	0人

■会 議（司会：山形市長寿支援課 佐藤補佐）

1 開 会

定刻午後1時00分に開会

2 議長選出

運営協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき会長が議長となり議事を進行。

構成員14名中、出席者9名、欠席5名で要綱第7条第2項の規定に基づき過半数の出席があることから運営協議会が成立することを確認。

3 報 告

事務局より、(1) (2) (3) あわせて報告

(1) 福祉有償運送の登録状況等について

資料1に基づき、説明。

(2) 運送主体の状況について

資料2—1、資料2—2に基づき、説明。

(3) 新規利用申請者の状況について

資料3に基づき、説明。

議長：ただ今の報告について、ご質問はありますでしょうか。

→特になし

(4) アンケート結果について

資料4に基づき、事務局より説明。

議長：ただ今の報告について、ご質問はありますでしょうか。

→特になし。

議長：今後とも団体の状況などこのような形で確認をさせていただきながら、課題があればその必要な対応ということで進めて参りたいと思います。この協議会の中でも様々ご意見がございましたら、頂戴できれば、今後の取り組みの参考にして参りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(5) 「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について

資料5に基づき、山形運輸支局より説明。

①運送しようとする旅客の範囲について

ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者については、以前から運営協議会等で運送の対象とすることが適当であることの確認が必要とされていますが、確認の方法として、医師や福祉・介護の専門職での判断において確認することも可能となった。

(参考) 福祉有償運送の利用対象者（道路運送法施行規則より抜粋）

- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
- ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

②複数乗車について

運営協議会等で必要性が認められた場合は、1回で複数の旅客を運送する複数乗車が認められているところですが、障がいの態様によって複数乗車が可能なものについては、運送主体の判断により複数乗車が可能となった。

ただし、この場合の対価の設定については、今まで通り運営協議会での協議が必要となっている。

③有効期間の更新の登録について

更新の前後において内容に変更がない場合は、①から⑪の書類（資料5）P4・5を参照）を省略することができることになった。

また、その際に、運転免許証、自動車検査証及び自動車保険（共済）の有効期間のみが変更される書類についても省略可能ということが明記された。

議長：ただ今の報告について、ご質問はありますでしょうか。

《質疑等》

かみのやま福祉運送サービス：

医師や福祉・介護の専門職での判断において確認することも可能となったということだが、判断の根拠となる例えば診断書とか、そういった書類が必要かどうか。運営協議会にはこういった書類を添付すればよいのか、ご指導いただきたい。

議長：

具体的にその判断をどのような形ですのかについてのご質問ですが、何か事例や取り扱いのところでご教示いただける部分あれば、運輸局様いかがですか。

山形運輸支局：

判断方法として医師や福祉・介護の専門職での判断が可能となったが、一律の基準や必要な書類については、定まっているものは今のところない。こういった書類が必要であるか、どういう手順を踏んで、医師や福祉・介護の専門職の判断をもって、運送の対象者とするかについては、協議会の運営の方針の中で、決めていただくものになっている。

判断基準を定めているかと思うが、その中に医師が判断した場合の項目を追加し、提出することによってというふうに付け加えていただければいいのかなと思います。

議長：

ありがとうございます。現在、山形市事務局の方で「処理方針の一部改正」を受けて、検討している部分がございますので事務局の方から説明をさせていただきます。

事務局：

対象者が該当するかどうかの判断に関しましては、判断フローチャートを作成し、日常生活自立度や歩行・移動の状況を確認した上で、利用が可能かどうかの判断をしているような状況となっております。

今回改正が行われましたので、医師や福祉・介護の専門職が判断した者についての運用は、今後検討させていただいていただきたいと思います。

議長：

利用者が福祉有償運送を利用する際の申請書の書式の中に、ケアマネジャーや地域包括支援センター等の専門職の判断により認められる場合について、記載する欄を書式に設けようというふうに今検討しているところでございます。それをもとに、事務局の方で利用が適当かを判断した上で、運用をしていくということで考えているところでございます。東南村山管内の運用については、事務局となる市町の中で確認もさせていただきながら、皆様の特段のご異議がなければ、書式の変更の中で、適正に運営されるように対応して参りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

→特になし。

山形地区福祉有償運送実施団体連絡協議会（以下、「実施団体連絡協議会」）：

今ご説明のあった処理方針の変更について、運営協議会に参加されている団体については、わかったと思うが、それ以外の団体、今日参加していない団体への周知徹底はするのでしょうか。

事務局：

本日の協議会の内容につきましては、会議録を作成いたしまして、各団体と共有いたしますので、本日の中身については、各団体に伝わるようにいたします。

実施団体連絡協議会：

私の知っている範囲だが、県内に6つの運営協議会があり、他の運営協議会では申請あるいは更新登録とか、変更届の団体以外の議題に上がらない団体の代表あるいはその団体の中の方が必ず運営協議会に参加されている。東南村山地区の場合は、更新登録とかあるいは変更等の団体しか運営協議会に参加されない。そのため、運営協議会でどういう話になったのか、どういう方向性でいくのかっていうのは、先ほど事務局から説明あったように、議事録でワンクッション、ツークッションを経て見る機会がある。ただ、団体の中にはそういう議事録が配信されたとしても、読んでいるっていう保証はどこにもない。ただ一方通行で発信しましたよ、だけで終わってしまう。他の運営協議会と比べると物事を自主団体にすべて周知するっていうのは、東南村山が3歩か4歩遅れているようになっていく気がするので、事務局の方に今後その辺をどういうふうにするのか。

事務局：

ご意見ありがとうございます。本日の福祉有償運送運営協議会につきましては、各団体の方にも、案内は送っており、出席していただけるように話しているところではありますが、実際参加されていないというような状況でございますので、今後、参加率が向上するために、本日のご意見いただきましたことを踏まえて、再度参加率が向上するように検討して参りたいと思います。

実施団体連絡協議会：

例えば案内を送りました、来ません。だから理解しなくてもいいんですっていうふうに切り捨てては困る。その辺ちょっと考えを詰めて欲しいなと思います。

議長：

会議の構成員の他に運送団体の方もぜひ会議に参加して内容を共有していただくために、ご案内の仕方ですとか、その仕組みについては事務局の方で、ただいまのようなご意見を踏まえまして、検討して参りたいと思います。

他に、ご質問はありますか。

→特になし。

4 協 議

（１）運送の対価の変更について（すまーとえいど）

資料6に基づき、すまーとえいどより説明。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし

→協議が調ったものとして合意

(1) 運送の対価の変更について（かみのやま福祉運送サービス）

資料7に基づき、かみのやま福祉運送サービスより説明。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

(2) 更新申請団体の条件適合に係る協議

団体：特定非営利活動法人 ハート・ルート・ドライブ

資料8に基づき、事務局より説明。

・書類等に不備がなく、条件に適合すると考えられる。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

団体：特定非営利活動法人 すみれ会

資料9に基づき、事務局より説明。

・書類等に不備がなく、条件に適合すると考えられる。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

団体：生活協同組合 共立社山形本部

資料10に基づき、事務局より説明。

・書類等に不備がなく、条件に適合すると考えられる。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

団体：特定非営利活動法人 虹のネットワーク

資料11に基づき、事務局より説明。

・書類等に不備がなく、条件に適合すると考えられる。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

《質疑等》

実施団体連絡協議会：

登録利用会員が12名いらっしゃる、車両が5台となっている。ところが利用実績がずっとゼロなんですよね。だから、どうだっていうことではないんですが、その理由がわからないので、事務局の方に虹のネットワークさんにその辺の何で利用実績がないのか、後程ご説明いただければありがたいなと思います。

実施団体連絡協議会：

利用実績がないから更新登録に反対だとか賛成だとかということではなく、ただの疑問である。

議長：

運営にあたっての課題があるのであれば、運営協議会とはまた別に何かご指導なり、もしくは情報提供なりで必要な方が利用できるように、この更新の有無にかかわらず、その状況の確認はさせていただきたいと思います。

そのような前提の状況の中ではございますが、更新自体につきましてはすべての要件を満たしているという説明でございましたので、その他何かご意見等があれば頂戴し、なければ、協議が調ったものとさせていただきますが、いかがでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

→事務局にて、虹のネットワークに後日確認を行ったところ、以下のような回答がありましたので共有いたします。

虹のネットワーク：

以前より、施設利用者やその保護者の高齢化等の観点から、施設稼働日以外でも（病院等の）送迎の実施要望が寄せられたことをきっかけに、福祉有償運送事業の認可を取らせていただいておりますが、コロナ等の事情で、なかなか実施する機会がありませんでした。今後につきましては、すでにお申込みいただいている方もおりますので、実績を作っていきたいと考えております。

団体：特定非営利活動法人 すまーとえいど

資料12に基づき、事務局より説明。

・書類等に不備がなく、条件に適合すると考えられる。

議長：申請内容に関してのご意見やご質問はございませんでしょうか。

→特になし。

➡協議が調ったものとして合意

議長：その他、福祉有償運送に関してのご意見やご質問はありますでしょうか。

→特になし。

5 その他

（１）次回運営協議会の開催について

事務局：

次回の協議会につきましては、今年度の開催は予定をしておりますが、運送の対価の変更や新規申請に応じて、随時開催したいというふうに考えております。開催する際には、ご案内させていただきますので、ご出席の方よろしく願いいたします。

議長：

開催にあたりましては、報告事項なども鑑みまして、先ほど齋藤構成員の方からご意見を頂戴しておりますので、運送団体の方にご案内を引き続きさせていただきながら、等しく情報が伝わるようにというところで事務局の方でも配慮をして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

その他本日の内容にかかわらず、ご意見ご質問等ございましたら、頂戴したいと思いますがいかが
でしょうか。

→特になし。

6 閉 会

午後２時１０分に閉会